

いじめ原因の中学生自殺

「いわき市立小川中学校事件」裁判の一考察

森田道雄

はじめに

1985年9月25日、当時いわき市立小川中学校三年生佐藤清二君が学校でのたびかさなる「いじめ」を苦にして自殺したことにより、両親らから損害賠償請求の訴訟が起こされていた。被告側いわき市教委は、学校には「いじめ」はなく、なかよしグループのふざけあいであり、学校には責任がなく自殺の原因は家庭にあるとして全面的に争ってきた。90年12月26日福島地裁いわき支部は、清二君へのいじめの事実をみとめ「いじめへの対処に過失があり、右過失と自殺との間に相当因果関係がある」として、損害賠償請求を一部認める判決を出し、全国的に注目された。裁判所は途中、両者に和解を勧め、いわき市側は拒否したが、清二君の両親と加害者側家族との間に既に和解が成立していた。こうした経過が背景にあってかいわき市教委は控訴せず、判決は確定した。判決は、いじめと自殺の因果関係について、自殺の予見可能性という狭い法律論をとらず、いじめがないとした学校側の対応の過失を認めるという論理で、被害者側の請求を救済する判断をおこなった。いじめ事件が訴訟となった例は少なくなく、学校の責任を認める判例もあるが、自殺の原因として学校の責任を認める判例はなく、画期的な判決となった。この事件は、いじめが全国的に注目されピークを迎えた時期におきており、清二君の自殺は「いじめが原因」と報道され、学校も事件直後はいじめがあったことを認めていたにもかかわらず、裁判ではいじめの事実を否認するという特殊なケースだったと言えるだろう。

本稿は、福島地裁いわき支部の「小川中学校事件」判決についての、以上に述べたような「学校責任を認めた初判決」という側面を中心にした裁判において、事件・訴訟および判決にみられる教育行政・学校管理のあり方を教育論として主たる考察の対象とする。したがって、この「いじめ・

自殺」の事実や背景などの考察は、必要最小限の言及にとどめる。また、判決文や類似の判例に言及しているものの、判例研究という法学上のカテゴリーに必ずしもあてはまるものではないということをお断わりしておく。

1. 事件の概要と訴訟の争点

事件そのものの概要はあとでも触れることになるので、まず事件当時の新聞記事の見出しだけ、主なものを拾い出してみよう。「いじめ苦 いわきの中学生自殺」「学校は勉強教えるだけ」「級友らは知っていた」（『朝日新聞』福島版9月27日）「学校いじめ認める」「恐喝昨夏から続く」「佐藤君がメモ そばに3同級生の名」（同9月28日）「いじめの実態隠すな いわき市教委緊急校長会開き強調」（同10月1日）「町ぐるみで再発防止」「実態把握へ総点検 県教委が三項目の対策」（同10月5日）「子とふれ合い家族らと連携」「全校に教育相談室 教師と子一緒に掃除も」（同10月17日）

この新聞報道でもわかるように、事件は当初から「いじめによる自殺」と報道され、当該学校はもちろん市教委、県教委もそのように事態を認識し、事後の対策を講じた。この結果、いじめの「主犯格」T少年は少年院送りとなった。さらにこの事件は、10月9日の新聞報道によれば、文部省にも影響を与え、指導体制を総点検するよう緊急対策を講ずる旨の通知を送付した。また、10月12日の新聞報道は、臨教審第三部会がいじめが社会問題化しているとして文部省など五省庁担当官を呼んで実態を聞き、「教委と学校の連絡を密にする」「女性、ボランティアによるソフトな窓口をつくる」など十項目のいじめ克服の対策を提言した、と伝えた。さらに、地元では事態改善の取り組みを開始し、緊急PTA総会を開き全教職員と父母代表による校門指導、生徒へのアンケートなどを行い、福島県教職員組合いわき支部は、教

育研究集会でこの問題を取り上げた。

ところが、11月15日付け『朝日新聞』は、清二君の兄の手記を發表し、遺族が「学校や行政の対応には誠意が感じられない」との不信感を持っていることを報道した。既にこの時点で訴訟覚悟の投稿であったとみられる。実は、自殺の最初の報道の中に、校長談話として「予想もしなかったこと。佐藤君がいじめられていたなどということは担任を含め、学校としては報告を受けていない」と語った、というのがあった。これにたいして遺族側が、いじめの事実を見て見ぬふりをしたのではないかと不信感をつのらせ、その後の遺族への態度にも「謝罪の一言もない」などと反発、教委側も「いや、できるだけ誠意を尽くしている」と応酬し、双方が感情的にこじれていったようである。こうして、翌86年8月12日清二君の両親、祖母、兄が原告となって「清二が自殺に追い込まれたのは、いじめを放置した学校やいじめた子の両親の責任」として、総額8,300万円余の支払いを求める損害賠償請求訴訟にふみきった。これに対して、いわき市教育長は「市としては学校の生徒指導に手落ちがあったとは考えていないし、むしろ手を尽くしていたと思っている」との談話を発表した。

訴訟へのいきさつは本稿の課題ではないが、小川中学校には「いじめなどない」ということが事件直後から、時折学校サイドで出されていたことがここでのポイントになろう。つまり、学校、行政側の対応に初めからいじめの事実を認めたり認めなかったりして一貫性に欠き、後追い式の対応に終始したため、遺族から不信感をもたれてしまったことは否定の余地がない。この自殺事件は、「いじめによる」とされる最初の事例ではなく、先例がいくつかあった。しかも、いわゆる校内暴力（対教師暴力）が鎮静化したあと「いじめ」は教育問題の中心になりつつあった時期におきたのである。ついで言えば、この自殺事件のあと、86年2月にはやはり賠償請求裁判となった東京中野区の中学生鹿川裕史君の自殺事件がおきており、「いじめ」問題はピークに達しており、文字どおりの最大の教育問題になっていった時期であった。

2. 裁判の経過(1)——被告側答弁書の特徴と問題点

被告いわき市側の対応は、裁判に入って初めて

一貫したものになる。すなわち、清二君へのいじめそのものを否認するのである。まず、86年10月14日付け「答弁書」および、特に88年2月15日付けで提出された「準備書面(二)」によって、少し詳しく見てみよう。

同書によれば、学校側は清二君の一年入学時からの指導内容がかなり詳しく（この種の記録を見たことのない筆者にはどのような資料に基づいて指導記録を作成したのか興味をわくところである）記載されており、特に問題行動が増えた二年生の以降は、加害者T少年らとのトラブルを学校・教員サイドから克明に記述している。例えば、苛性ソーダで火傷させられたという7月10日の事件についての「準備書面(二)」記述の全文は、以下のようなものである。

「清二は、理科室の清掃中、Tに15cc試験管のそこに残っていた苛性ソーダの薄い水溶液をかけられ、背中が少し赤くなる。流しにあったものをかけてよいかのやりとりの後、Tがかけたらしい。直ちに保健室で養護教諭の指導で水洗いして応急手当をした（15時25分頃）。Tを職員室に呼び、たとえ相手の了解があっても薬物なのだから慎重に取り扱う必要があることを指導した。本人は注意されても自分のとった行動をさほど悪いと思わないようで、反省の態度が見られなかった。清二がどのようにして水溶液が背中にかかったのか話さないで、事実を隠したり嘘をついてはいけないことを強く指導した処、本人も納得した。清二の祖母に電話で事実を告げ、お詫びをした。祖母は「はい、わかりました。これから気をつけて下さい」と担任に要望した。」（指導教諭の固有名詞は省略、改行も略した…引用者）

ここには、いくつもの気になる記述がある。第一に、火傷の事実を過小に見ている表現「薄い液」「少し赤くなる」「かけたらしい」。学校で火傷させられること自体が大ごとではないのか。第二に、加害者Tには「指導」に対し、被害者には「嘘をついていけないと強く指導」というように、また「相手の了解があっても」というように、後に少年院送りとなった加害者と被害者との関係が全く逆さまに描かれている。なぜここで、被害者が「強く指導」されねばならないのだろうか。第三に、「いじめがなかった」という前提で書かれた

のだから当然と言えるが、他の事項の記述もそうであるように被害者の苦悩に何らの思いやりが感じられないのである。

個別の記述の後、「準備書面（二）」は総括的に、次のように学校の指導の観点を記述している。

「以上の通り、小川中学校としては、問題発生の際の対応としては個別面接・家庭訪問・三者懇談等によって問題行動の発生原因を究明し、家庭内での対応措置をも要請してきた。…（中略）…小川中学校としては、生徒の問題行動について、学校の知った範囲内のことについてはできる限りの努力はしてきた。決して放置したりしてはいない。事件後、生徒達の供述によっていろいろな問題行動があげられているが、学校で生徒の行動のすべてを把握し、指導の手をさしのべることが不可能であった。学校は犯人探しの場所ではない。問題行動についてはあくまでも教育相談的手法によって、本人の心の変容を期待しながら指導し、援助する方法をとっている。従って、短期間に立ち直るケースはあまりなく、長期間の指導援助を伴うことが多い。いいかえれば、今後は立ち直るであろう、という期待をもって接しているのである。それ故、期待してはまた裏切られる、ということ余儀なくされている。このことは外部から見ると、てぬるいとも受け取られ、表面的な注意に終始しているように見られる。清二からの訴え・家族からの訴え・他の生徒からの訴えに対して表面的な注意に終始するようなことがあり得る筈がない。……」（改行を略した…引用者）

この後、「準備書面」は学校の指導は「清二に絶望感を抱かせる結果を招くなど全く当たらない」と述べ、「裏切られても根気強く指導していく、これが真の学校教育の姿ではなかろうか」と、この項を締めくくっている。

この記述は、かなり一般的な表現で学校の指導に落度がなかったことを力説している。たしかに、この文章自体で述べている範囲からは、指導のあり方に落度があったとは言えない。ところが、上の引用で中略した部分には、「全校的な生徒指導については、年度はじめの職員会議で共通理解を図り、問題傾向をもつ個々の生徒の理解を深めるとともに、起因の分析と実態に即した指導にあたっ

た。管理者である校長・教頭は職員研修会・生徒指導委員会・企画委員会・職員打ち合せ、また実際の指導場面で積極的に関わり、学級担任に有効かつ適切な指導助言を行なってきた。それだけに、佐藤清二の自殺は教師等学校関係者にとっては寝耳に水の出来事であった」との記述がある。単なる法廷に対する文書の作文上の問題かもしれないが、ここでは管理者である校長・教頭の指導責任を擁護する論調になっている。そして、直接生徒と接する教師の集団的英知がどのように結集されるべく、努力されたかがまったく書かれていない。まして「学校関係者」という言葉で教育行政の立場も含んで表現されている、学校の教育的指導体制の本来のあり方についての言及が欠落している。こうした弁明では原告側はもちろんのこと、私の推論も含まれているが、裁判官を説得しきれる論理に乏しかったのではないか。「寝耳に水」は結果として、確かに学校関係者にとってそうであつたろう。しかし、清二君は「有効かつ適切な指導」をかいぐって自殺してしまったのではなく、「有効かつ適切」と思い込んでいた学校関係者の甘い現状認識にとって「寝耳の水」となったわけである。「準備書面（二）」は学校の責任体制を、結局のところ「寝耳に水」という表現で現状認識の甘さを自己暴露してしまうことになり、原告側に有利に働いたと思われる。

次に、自殺の原因を家庭と清二君自身に求めるべく論述している部分について取り上げてみよう。被害者側のプライバシーにかかわるので、詳細な引用は差し控えるが、（清二君の）祖母と母との折り合いの悪さ、両親の放任などを具体的に挙げたうえで、「一体家庭での我が子に対する養育監護義務はどうしたのか。父母、祖母は自己の責務を放棄していながら、いざ清二が死亡してみると、それで原告となり、学校側へ本訴に於て損害賠償請求をしているが、話はあべこべであり、納得出来ない」と、主張している。さらに、「本人の性格と行状」として、暴行、金銭貸借、無断外泊、詐欺未遂、喫煙など種々の問題行動を列挙し、こうした問題行動に対して親としての監督義務があるとし、「親権者らによる自殺予防の適切な措置こそ第一次的にとられるべきであり、予知すべきであった」と主張している。これは、学校に自殺防止の監督義務はないとの主張と表裏一体をなす論理であることは言うまでもない。「準備書面」

は、こうして「自殺予見性の不存在」を主張して、次のように述べる。

「学校側が、終始、清二、あるいは、Tを監視するなどして本件事故を回避すべき義務（結果回避義務）は、その予見可能性自体不存在故に存在しなかったというべきである。家庭にあって母親及び法事に出かけた家族全員が予見不可能なことを学校が予見できる筈がない。清二が自殺を決意し、これを実行したという点は、まさに、清二自身の思春期における精神的種々の葛藤にも依存するものでありその原因を、あげて学校側における学校教育の指導・監督の不適切さに起因するものとは到底いえず、誰もが予想外とするいわば突発的な事故であった」

これも、私の推測が含まれるが、被告側は家出した清二君の自殺直前に祖母・父・兄が法事で栃木に向き家出の捜索に加わらなかったことを有力な根拠に、ここから家族の監護義務不履行を主張するという論理を採用した。無断外泊を何度も繰り返していたとはいえ、家族がかれを放置して出かけてしまったのは問題が残り、被告側の指摘にも確かに一理あるとは言える*。過失相殺の材料になったことであろう。しかし、後ろ髪をひかれる思いで出かけたかも知れない彼らをそう断定して言うか大いに疑問であるし、狭い「自殺予見性」の議論上での主張に過ぎず、裁判官を納得させ得たものとはならなかったようである。

* ここで私が一理あると書いたのは、結果として自殺した前日の不在、法事への参加は、痛恨であったろうという意味であって、その指摘に同意しているわけではない。まして被告側の主張は、このほか様々な家庭機能欠損を具体的に指摘しているのであるが、家族が、行方不明の清二君をおいて栃木県まで法事に出かけたことについての指摘は、たしかに、家族が「学校生活関係において生じた」いじめを正しく認識できなかったことにはなるが、これでこの家庭の保護監督能力の欠如とそれを「家庭への絶望による自殺」と結び付けるのは、まったく論理が飛躍していると言わざるをえない。

さらに、私が問題と感じたと先に書いたところに触れることにする。「準備書面」は学校の対応と自殺との因果関係が不存在であることを立証す

べく、彼の自殺の原因を、家庭・家族の機能的欠損（家庭内不和）に積極的に求め、具体的にいくつもの事例をあげて主張していることである。そして、引用紹介は差し控えるがその事例は学校・教師しか知り得ない詳細なものであった。あるいは、この主張は裁判官の判断に際し、過失相殺の資料として部分的の採用されたと推測される。もとより、清二君が自殺に追い込まれた心理の真相はだれも正確には理解し得ないものである。かれの家族が、あるいは家庭環境がかれの問題行動の一因をなしていないと断定できないだろう。いま、問題にしたいことはその真相ではなく、こうした主張が学校という個人のプライバシーに深くかかわるところで成立する教育実践そのものを、原告側から見れば「悪用」するかたちで展開されていることである（例えば、本人の「指導要録」記載事項が「幼稚で、理解力に乏しい」などというように引用されている）。これでは、生徒やその家族からは、学校は情報を独占した権力機関として映ることになるであろう。これに対抗するためには膨大な情報収集の努力が必要であり、とうてい一個人ではなしえないことだと考えられる。一般的に言って、家族以外の情報をめぐって争点になった場合などでは対抗は不可能に近く、学校情報の利用は抑制的、制限的でなければ裁判上での公平が保たれないのではないか。さらには、学校情報公開（指導要録などの本人、家族への開示）の検討が必要ではないかと思われる。

3. 裁判の経過(2)——原告側訴状と反論の論点

原告側訴状は、判決によって認められたいじめの事実を立証することに力点がおかれている。ただここで被告側の主張が上で紹介したように、学校の責任を否定し自殺は家庭の不和にあるとして全面的に争うものであったため、種々の調書を引用して詳細な反論を行っている。「家庭の責任」に関する反論は「準備書面（六）」に、学校の責任追及の反論は「準備書面（八）」に詳しく述べられている。そこで、その主要な論点について若干言及したい。

原告側の主張の特徴の第一は、学校側がT少年によるいじめの事実をかなりの程度認識していたということの立証である。「(非行の)内容は、度重なる暴行、脅迫、恐喝等の犯罪行為、顔面い

たずら書き等の人格破壊行為、薬品の背中流し込みのように一歩間違えば大事に至りかねない危険行為を含み、しかも訴外Tの非行の為に清二は教室荒しまでせざるをえない状況に追い込まれていたことも、学校側に認識されていた。…(中略)…ところが学校側は事実を直視しようとせず、敢えて学校側認識非行を単なるふざけ、いたずら、からかい、あるいは精々軽い程度のいじめとして扱って、事態の深刻さを看過し、ひたすら楽観的な見方に終始していた。」

この論点は、いじめが社会問題化しつつあった状況のもとで、学校関係者があまりにも目の前の現実にある生徒間のいじめにたいする鈍感さを追及することに重点をおいているが、後に述べる学校側の組織的対応の甘さとあいまって、真実として校長などの管理層や直接指導にあたった教員が清二君にたいするいじめをどのように当時認識していたかの評価・判断は、なかなかむづかしいことだと言わざるをえない。

第二に、学校側の組織的な対応の甘さと判断の誤りを次のように指摘している。「学校側は、いじめ問題と対決する断固たる姿勢と勇気を持たず、教職員間の意志疎通を図り団結して協力する体制を整えることもしないで、被害生徒に対する保護のための配慮や手だてを講じないまま、無為に時を待って校内のいじめを長期間放置していた。／もちろん当時の小川中学校においても、一応形式上、企画委員会や生徒指導委員会がおかれ、また職員研修会等でいじめの問題がテーマになっていたことはあったようであるが、それらは単に校務分掌上の制度組織として存在していただけにすぎず、現実のいじめの問題が存在することを前提にとり組み、機能していたわけではなかった。」

さらに、「先生たちはビビって逃げ腰だとか、加害生徒の言い分ばかり聞いている、先生にいつでもどうしようもない等と、不信感をもたれていた」という生徒側の複数の調書を引用し、一例として、清二君が教室荒しが発覚しTから金銭を強要されていることを告白した際、Tの清二君に対する報復の可能性を過小評価し、かれを単なる盗みの犯人として扱ったことを具体的に挙げて、「右のように全く不合理な判断の下に、被害者である清二を一方的な盗みの加害者として扱った上、加害者である訴外Tの言辞・態度を盲信して、清二を具体的危険状況にさらした学校側の行為は、

未成年を預かる中学校として当然担うべき生徒の安全の保持するための結果回避義務に明らかに違反する重大な過失行為である」と、断じている。

先に述べた火傷事件でもそうであるが、加害者T少年の清二君にたいするいじめの程度は、とても「ふざけあい」などというなまやさしいものではなかった。しかも、この場合は被害者であるかれの表面的に表れた盗みの本当の背景をみないで、犯人扱いしたのであるから、指導以前の問題と言わざるをえない。つまり、なかよしグループのふざけあいという予想で、一方的に生徒をとらえていたことになる。これが、原告側が追及するところとなるのであるが、思い違いなのか指導上の過失とまで言い切れるかは、確かに難しい。しかし、この場合も生徒達からそうした指導体制そのものが不信感をもたれていたとの証言の意味は小さくない。

第三に、事実に因果関係として多くの生徒ばかりか、教員からもかれの自殺がTのいじめにあったはずとの証言を引用し、いじめがなかったとする主張を反駁している。そして、校長が市教委にたいして提出した文書中の「学校において重度のいじめにあって苦しんでいた清二君の信号をキャッチできなかったことは誠に残念」との箇所を紹介し、いじめの存在を当初は認めていたではないかと、被告側主張が事故直後の弁明と大きく違っていることを追及している（このくい違い自体が本来大きな問題であるが、ここでは被告側の論理不整合を追及する材料になっている）。こうして、結論的には「清二の首つり自殺行為は、他の生徒、教員ら関係者の主観的側面からも、専門家の経験に裏打ちされた客観的・理論的側面からみても、明らかにいじめに起因する自殺であることが理解される」と述べ、学校側は自殺に先立つ大きな指導上の誤りを二つ犯し*、さきに引用した窃盗事件の対処の清二君への対処の誤りがかれの自殺の引金をひく結果（「衝動性、自虐性、逃避願望が高まった」と指摘している）となったと、主張している。

* 二つとは、具体的には継続のないいじめの事実を過小にしか認識しえなかったこと、つまり「二年以上の長期にわたり反復・継続されたいじめによって完全に参ってしま」ったそういう状態を放置した過失、二つに、窃盗事件の対処の誤りによって少年Tが清二君へ

の報復を予告するという危険状態をつくりだしてしまったことを指している。ただし、書面で1. 2. 3. 等との表記が、判決本文で1. 2. 3. と対応していないのでこの紹介は正確とは言えず、引用者の読み取った判決の判断と見なしていただきたい。

原告側の立証は、きわめて周到な資料に依拠し、かつ具体的であった。もちろん、裁判であるので、学校側の非を一方的に攻めたてるものになっており、本当の意味での自殺をもたらした教育問題そのもの（教育実践や学校指導体制のありかた）への直接的言及はあまりない。しかし、行論の随所にこれにかかわる指摘がなされている。個別事実の積み上げだけでは、学校側の過失を立証できないという、この種の裁判が結局は「教育裁判」にならざるをえないということを、示すものになっている。裁判官の判断が実際どうであったか、判決文以外からは知ることはできないが、双方がどのような「教育論」を下敷に応酬しあったかが、やはり問われたと言えよう。ただこうした損害賠償請求訴訟にはまったく素人である私の印象的感想を言えば、被告側の事件直後からの対応の乱れ、遺族に対するコミュニケーションの不十分さが、敗訴を規定したように思われるのである。それは、原告側の教育論の勝利ではあるが（もちろん説得力のある立論があったればこそであるが）、被告側の自滅という側面（あまり適切な表現ではないが）もあったのではないかとさえ考えられる。

4. 判決の論理とその意義

判決の主文は、被告側の過失を認め原告側の賠償請求の一部を認めたことである。つまり、いじめの事実を認め、それと自殺の因果関係を認めたのであるから大筋を見れば原告側の全面勝訴と言ってよいものである。しかし、賠償金額では請求よりかなり減額され、したがって学校側の過失を一部分しか認めていないようにも受け取れる。確かに判決は、自殺に追い込んだ責任について学校だけでなく、本人自身の責任と家族にも「監護の意欲も能力も高いとはいえなかった」として過失相殺を行い、被告には三割の責任を認め、1100万円余の損害賠償を命じたのであるから、被告側の責任が三割という判断が妥当かどうか問題になる。そこで事実問題は既に一定程度ふれておいたので、この点を中心に検討を加えることにする。

ただし、筆者は賠償責任という民事事件についての法的判断には全くの素人であるので、判決文の教育論を中心にして検討してみよう。（以下では判決文からの引用とする—筆者注、出所は『判例時報』1372号）

判決はまず、一般論としていじめがあった場合の学校としてとるべき取り組みを述べて、「事態の全容を正確に把握することが肝要」「当事者達だけの問題としてでなく、クラス全体場合によっては……学校全体の問題として取り上げ」「教育的手段を講じ、それでも改善されないときは「児童相談所への通告」「出席停止」「司法機関に対して、……その措置に委ねることもまた必要」と、述べている。そのうえで、既にふれたように本事件において「いじめに対する真剣な対応策が取られておれば（その手はじめに徹底した事実調査に着手していただだけでも）、自殺という最悪の事態を十分に阻止することができたものと思われる」として、学校側の過失を認めたのである。ここには、学校の対処の仕方としてほぼ妥当な見解が示されており、事実小川中学校では加害者の中心的存在であったT少年を、事件後に司法機関に委ねる措置をとっている（教育論的にいえば彼もまた被害者であり、学校や家庭、地域の協力のもとで暖かい指導が必要であったことは言うまでもない）。つまり、裁判所は事態は残念ながらきわめて危険な状態であったのに、学校側にはその認識が欠けていたと判断したのである（本来的に言えば、裁判所がそのような「診断」をくだす専門性があるのかという問題がある。これは、教育学や心理学などの専門的な判断としてしか究明できない性質の問題であろう）。

さて、この裁判の最大の焦点は、いじめの認定と学校の責任の部分である。清二君に対するいじめがあったかなかったか、それがいじめでなければ被告側の責任は問題にしようがない。この点で判決は、当時のいじめ問題の一般的な社会状況や文部省などのいじめへの対応・方針を検討し、事案が学校としていじめを認識すべき条件を具備していたと判断した。

判決文のこの論理は、注目に値するものと思われる。すなわち、中学校は義務教育であり、学校は生徒の指導監督義務があり、「安全を保持（配慮）すべき義務」があり、これは「親権者の保護監督義務と比べて副次的なものともみることができ

ず、生徒が学校及びこれと密接に関連する生活関係下にある間は、親権者の保護監督義務と同等のものと考えらるべきである」と、述べる。これだけとると、何か学校が重い責任を負わされ、逆にそのため管理的な生徒指導におちいることも当然視するかのようである。

しかし、判決は「学校は……家庭とは異なる一つの社会であり、生徒は、学校生活の中で、教師の指導を受けることによってばかりでなく、他の生徒との軋轢や時には喧嘩などの衝突をも通じて、たくましく成長し社会生活に適應する能力を身につけていく面がある」と指摘し、「学校側が常時管理監督するというようなことは決して相当ではなく、……学校側の安全保持義務ということが生徒に対する過保護・過干渉をもたらすようなことがあってはならない」と述べる。しかも、中学生はそれなりの判断力や自制心を備えてくるし、自己を防衛する力も有してくる時期であるから、かなりの程度生徒たちの自主性・自律性に委ねておくべきもの」と指摘しつつ、「反面では、中学生もなお未熟な子供達であり、……集団心理が働くなどして途方もない無責任で危険な行動に走ることもないとはいえない。それ故、学校側としては、この点についての警戒心をもって生徒達の動向に関心を払い、……（危険が）予想されるというようなときには、これを放任することなく、直ちに事態に応じた適切な措置を講じて、結果の発生を未然に防止すべく努力しなければならない」と、述べるのである。

この判決文は、いじめ問題の本質について、裁判所としてかなり教育論に踏み込んで判断したという印象が強い。つまり、法的な不法行為論とか管理責任論の通常解釈に委ねるのではなく、教育問題としてのいじめの特質に配慮し、学校の責任をそうした教育機関として何が求められていたのか、という立場で判断をおこなったと考えてよいだろう。したがって、結論は学校・行政寄りではなく、子ども・保護者寄りのものになったわけである。判決文は、「学校側の安全保持義務は、重大かつ深刻ないじめの存在が推察されるという時のほか、生徒やその家族からの具体的な事実の申告にもとづく真剣な訴えがあったときには、前記のいじめの特質に思いを致して決してこれを軽視することなく、適切な対処をしなければならない」とその項を結んでいる。

判決の第二の意義は、自殺予見性の判断の論理であろう。これは、損害賠償という本来の目的にとっては、最大のポイントになろう。学校側の一般的な過失ではなく、自殺においやったではないか、との主張をおこなう上では、予見できたはずだという論証がなければならない。しかも、この点での過去の判例は、原告にとっては困難を予想させるものであった。判決は、学校側を「いじめの全体像を把握する努力をしないまま、表面化した問題行動について形式的で、その場限りの一時的な注意指導を繰り返したのみ」と批判した上で、さらに自殺の直前に発生した教室荒しに対する学校側の態度を「いかにも問題がある」と厳しく指摘する。

原告側の主張のところで触れたように、この教室荒し事件で清二君の「必死の訴えを踏みにじるようなものと言わざるをえない」と述べ、「いじめに対処するうえで過失があり」、「学校側の過失と自殺との間に相当因果関係がある」と判断している。ただし、判決は自殺の兆しがあり、学校側の自殺の予見を可能であるとはしなかった。「しかし、そもそも学校側の安全保持義務違反の有無を判断するに際しては、悪質かつ重大ないじめはそれ自体必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらす続けるものであるから、本件いじめが清二の心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしも清二が自殺することまでの予見可能性があったことを要しない」と、判断している。この点は、従来にないこの判決の最も重要な部分であろう。そして、この判断が一方では、事実上予見可能性がなくてもよいとの判断で、被害者救済にとって評価できるとの支持意見と、従来の因果関係論からして、また過失責任論からして「突出」しているのではないかとの疑問意見に分かれるところである。

あとでも述べるが、自殺予見性なるものはきびしく捉えれば、あれば自殺が防げたことになりそもそも自殺という結果がおこらないものと言ええる。本人が自殺するとふれ回らない限り、誰の目にも予見可能とはならないし、通常そういうことはありえない。「家族でさえ予見できないものを、どうして学校が」との被告側の主張は、従来の判例からみて、それなりの根拠あるものであった。この判決が、なぜそのような従来の判断

を超えて、「重大悪質ないじめであることの認識が可能であれば足り、予見可能性を要しない」としたのかは、それほどにまで自殺にいたる学校側の対応のまずさのためか、判事の「新しい判断をしても構わない」とのある種の勇気ある判断があったからか、筆者も解釈に迷うところである。私は、この判断は教育論からして妥当なものと考えているが、いわゆるこの判決に対する「突出」との批判論を説得させるためには、自殺の予見可能性自体をとりこえるこの判決の論理よりは、予見可能性そのものを従来より拡大して解釈する方がよかったように思う。つまり、「予見可能性を要しない」のではなく、「従来の予見可能性の解釈は狭すぎ、悪質ないじめで追い込まれた子どもの心情を酌量すれば、自殺への可能性はいつもある」としたらどうだろうか。もちろん、これは文章表現上のことかもしれないが。

第三の問題は、損害賠償額の算定の根拠にもなった過失相殺の論理である。ここで、上に述べた予見可能性の論点が浮上してくるのである。判決は、損害賠償額の算定に当たって、清二君の自殺の原因（責任分担）について、本人自身の「責任」として四割程度と認定し、家族三割、被告三割と認めたのであるが、その論理も注目し値する。まず、本人についてはその性格的な弱さを指摘し、「周囲の者にしてみれば突然に、自殺という最悪の解決方法を選択してしまったこと自体について……一定の責任を負うべきこととされるのはやむをえない」と、述べる。また、家族の責任として、両親、祖母、兄をそれぞれ挙げて、清二君とのかかわりを吟味し、両親の監護能力を「高いといえない」とし、祖母や兄の対応も必ずしも十分とは言えないとし、「本人からの訴えは、精神的にも最も安らぎを得られる筈の家庭においてなされる可能性が高く、また、被害生徒がいじめによって心身共に傷つき苦しんでいる様子は、集団の中の個にすぎない学校よりも、肉親の情愛をもって接する家族においてこそ感じとることができるという側面がある」と述べている。家族の対応の不十分さについては、おそらくかなりの程度真実の面が認識されているように思われる。しかし、家庭教育のあり方からすればこれはかなり厳しい判断であるとも言えなくはない。つまり、家庭の教育的能力がよほど意識的に高くなければ、そして通常そのような家庭にあっては自殺という最悪の事態

は回避されると考えられるが、過失相殺を免れることは不可能である。賠償請求の場合にはそれは、もともと覚悟の上ではあろうが、この家庭が三割の責任を負うことで、被告側と同等の責任をもつということは、法的な判断としては素人の筆者にとっては釈然としないところである。

判決または、加害者Tとの関係を「学校側とT側のそれぞれの行為は共同不法行為の関係をなすわけであるが、いじめという積極的な故意に準じるTの加害行為に比べ、学校側の過失行為はあくまで消極的な不作為によるものである」、とも述べている。この部分は、教育委員会を相手とした本訴訟においては、Tとその家族は直接の当事者になっておらず、最後に突然出てきたという感じで理解しにくい。推測するに、被告側の三割という判断の根拠の一つ（つまり、消極的責任という意味）なのかもしれない。さらには、自殺予見性においての従来にない踏み込んだ判断をしたこととの均衡をとったとの解釈も成り立つ。

5. 補論＝富士見中学事件判決との対比

いじめにかかわる学校の責任が問われた裁判はいくつかあるが、学校側の損害賠償責任を認める判例は、浦和地裁における「三室小学校事件」（1985・4・22 判例時報1159）がある。しかし、自殺の場合の予見可能性について学校側の責任が否定された判例も、新潟地裁における「加茂農林高校事件」（1981・10・27 時報1031）がある*。

* 学校における事故などによって子どもが被害を受けた場合の学校側の責任を肯定した判決の先例としては、岐阜地判81・2・4（時報1012） 浦和地判82・12・20（同1072） 名古屋高判83・3・29（同1079） 青森八戸支判83・3・31（同1090） 東京地判83・12・12（同1128） 長野地判85・2・25（判夕554） があり、一方、責任を否定したものとして、高松地判74・11・27（時報764） 福岡小倉支判81・8・28（同1032） 大阪地判83・1・27（同1072） 最二判83・6・7（同1084） 岐阜地判83・6・15（同1097）

などがある。これらは、いじめ事件を考える場合の先例とは必ずしも言えず、考察の対象からは外した。ただし、岐阜地判事例は、ある程度の共通性があり参考になるということだけ指摘しておく。

さらに、この判決の後、91年3月27日東京都中野区の富士見中学校いじめ事件判決があったが、この判決はいわき事件と対照的に学校側の予見可能性を否認し、原告側の実質全面敗訴となった。ここで、判例研究の分野に踏み込むことになるが、この対照的な二つの判決の比較検討を行ってみよう（『判例時報』1378号、から引用）。

富士見中学事件の場合、なによりもいじめ事実そのものを認定しなかったことが最大の問題であろう。したがって、同判決を見る場合、この結論部分の大きな相違にどうしても目がいくし、また事実判決文には、部分的に首肯しうる論点も少なくない。しかし、その首肯しうる論点も、結論を導く論理の前には無力な一般論でしかないという限界がある。例えば、学校の安全保持義務についての指摘は、いわき事件判決と大筋において類似しているが、結論は同意し難い。富士見中学事件判決はこの点で次のように述べる。

「いじめの問題への予防ないし対応のための緊急の措置として掲げられた諸施策は、もとより学校教育の実践の場としての課題であって、それが直ちにそのまま公立学校設置者の負うべき安全保持義務となるものではないけれども……学校教育の場及びこれと密接に関連する生活場面における生徒の生活実態をきめ細かく観察して常にその動向を把握することに務め、当該具体的状況下においていじめによる生徒の生命若しくは身体等への危険が顕在化し又はそれが現実に予想される場合においては、当該危険の重大性と切迫性の度合に応じて……しかるべき措置を……段階的に講ずることによって生命、身体等に対する被害の発生を阻止して生徒の安全を確保すべき義務がある」云々。

これは、本件判決とほとんど同じ指摘である。ところが、この一般論を富士見中学事件の事案に即して具体化するとその「安全保持義務違背があったかどうか判断するについては、いじめの性質や教育の本質に由来する次のような限界がある」と述べる。すなわち、要約して紹介すれば、いじめの問題構造は現代社会の歪みを色濃く反映し、いじめをなくすることは学校教育の実現すべき一つの理想であるが、およそいじめのない学校社会を実現することは不可能である。むしろ、学校においては生徒らがいじめの克服を通して主体的に自

我を確立し、他者に対する思いやりの精神を身につけていくことに向けられるべきだ。いじめの行為においても、「必ずしもそれ自体が法律上違法なものであるとは限らないのであるから、子供の人権上又は教育上の配慮から、それを規制するためにとり得る方策にもおのずから限界があって、多くの場合においては、教育指導上の措置に限定されざるを得ないことも明らかである」というのである。そして、この「いじめの根絶は学校教育にとって理想であり、現実には達成不可能である」との前提を確認して、さらに次の論点を展開する。

すなわち、学校には確かに安全保持義務があるが「ここで学校教育の課題ないしその成果の有無と安全保持義務違背の有無を混同し、いじめへの行動傾向を示す生徒の教育指導や矯正が効を奏さず、およそいじめが防止できなかったからといって、その一事をもって直ちに学校当局に安全保持義務への違背があるものと即断することがあってはならない」というのである。さらに、いじめの深刻さはいじめられる側の被害感情に依存するとか、生徒集団の外にある教師や保護者にとっていじめの事実は認知し難いと指摘し、「教師その他生徒の安全保持の任に当たるものは、時に外部的な徴表から生徒の心象を把握するという至難の技を強いられ、そこでは専門的・技術的な知識や経験の上になつての微妙な判断とならざるをえない。それ故、……いたずらに回顧的な観点から思い当たった事実を集積して、結果責任を問うに等しいことになってはならない。」

ここでどうしても指摘したいことは、たしかに社会的な歪みの反映であるいじめを学校で根絶することは不可能であるとは言っても、いじめにできる限り対処し、いじめによる被害を減少させ、加害生徒の非行を立ち直させるという教育実践の課題は、判決の論理で免責されるのかという疑問である。学校教育の課題と安全保持義務との混同を戒めているが、両者の不可分の関連を生かじりの「教育論」で混同しているのはむしろ判決の方であろう。両者はたしかに次元の違う問題ではあるが、両者を峻別していじめの根絶は不可能であるとの論理は全く説得力をもたないものと思われる。この判決に関する報道も、多くはこの点での疑問であった。「子供の自律に委ねる」という、一般論としては正論も、いじめの深刻な事態の前には大人の逃げ口上にしか映らない。判決は、被

害者の側ではなく、管理者の側の論理でいじめを捉えているのである。

こうしてみると、判決がいじめ問題に対する学校教育の特質・限界について、周到な考察を巡らせ、いじめの事実認定にあたってはキメの細かい丁寧な判断をし、その結果学校側の予見可能性をないと認め、むしろ加害生徒の保護者の側に監督義務違反を肯定していると、同判決を特徴づけ、さらに「マスコミでは、いわき市ケースと比較されて、生徒側救済の姿勢において後退している」といった類の報道がされたが、「いじめの存否は事実認定の問題であるし、いじめと自殺との間の因果関係を肯定するためには予見可能性が必要なのが通説的理解であることを抜きにした論評は適切でない」とし、二つの判決を比較して、自殺の予見可能性の判断は、富士見中学事件判決の方が「オーソドックスな手法をとっている」との『判例時報』の解説にも、疑問がある。本件のいじめの事実の様子は、もちろん富士見中学事件と具体的には全く違うものであるが、そこで展開されたいじめの特徴はきわめて類似していると言わざるを得ない。しかも、教師が「葬式ごっこ」に加担するなどの決定的ともいえるミスがある。その程度が、いわき市小川中学事件よりひどいと判断することはできないが、こうした軽率な対応は「ひとつのエピソードにすぎない」と言うには深刻すぎる。また、これについて判決は「教育実践論上の賛否両論がみられる」というが、どんな教育論が「葬式ごっこ」に加担した教師を支持するのだろうか。つまり、富士見中学事件も小川中学事件判決の論理でみれば当然に、いじめとして認定できたと考えられる。

※ しかし、たとえば判決の感想として元中野区教育委員依萌子氏は「ふざけから暴力に至る過程をきちんととらえており、社会的に問題となった「葬式ごっこ」がいじめでないと判断しているなど、ほぼ妥当な内容だと思う」との談話を寄せている。『内外教育』4220号、91年4月2日 これはおそらく、この自殺をはかった生徒の保護者の家庭教育上の問題を考慮しての発言だと思われる。

富士見中学事件はしかし、自殺後の教育行政や学校・地域の対応についていわき事件の後の不出来に比べると、マスコミにも好意的に紹介された。たとえば、『河北新報』は、いわき事件の特集記

事「取材現場」で、中野区の教育委員会が区民参加の「夜の教育委員会」を紹介した後、いじめ自殺事件のあとの中野区の対応として、教委が緊急の夜委員会を開催し200人の区民がこれに参加したこと、富士見中学校では「親父の会」が自然発生し、学校と親との連帯意識が生まれたこと、教委・学校・親・教組の四団体によるミニ集会在頻繁に開かれたことを挙げ、いわきではこの「四者がついに一つの輪になれなかった」と指摘している（『河北新報』90年12月10日 なお、中野区編著『教育委員準公選の記録3』エイデル研究所1990 参照）。

いわき市と中野区を単純に比較することはできないが、いわき市の場合平地区を中心に周辺の数町を合併してできた日本一広い面積の市であり、市としてのまとまりや各地区の地域性などが犠牲にされ顧みられないまま、都市化が進んだように見受けられる。

まとめにかえて

今回のいわき「小川中学校事件」では、新潟地裁での「自殺予見性」を狭く解釈することなく、「悪質かつ重大ないじめは、それ自体必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらす続けるから、学校側としてはそれを解消させるべきものである、そうすると、学校側にとって、いじめであったことの認識が可能であれば足り、必ずしも清二の自殺の予見可能性があったことを要しない」と、判示した。これで、学校側には従来より責任を重く見、被害者救済の道が開けることになった。

この訴訟は、既に見たように①いじめがあったかどうか、②いじめが自殺の原因であったかどうか、③自殺の予見可能性において学校側の責任が問えるか、という三点が争点であったが、三点目の自殺の「予見可能性」ではなく、いじめに対する学校側の不適切な対応の責任を認めるという論理展開の判決になったことが特徴的である。これは、ある意味で被告側の事後のまづい対応と法廷対策が、墓穴を掘ったような印象すらある。こういう推測はあまり意味のないことかも知れないが、もし仮に、事件当初校長自身が認めたように、いじめはあったが自殺の責任までは負えないという対応であつたら、判決の論理展開はすこし違ったものになっていたとさえ思われる。それほど、被告側の対応はお粗末だったと、いう関係者の声を

聞く。判決が確定したあと、いわき市教委は「全職員による協力指導体制を確立して、実践にあたる」として「授業では児童生徒の個性が発揮できるようにする」「家庭との連絡を強化する」など七項目からなる生徒指導の取り組みを示したと報じられている。

判決が説くように、判決文の表面的解釈で学校の責任のみを過大視して生徒管理を強化するなどの対応を求めるものではない。いわき市教委の指示自体は項目として適切ではあるが、生徒自治の保障、学校における自由の拡大という観点を欠いている。生徒自身も、教師相互も、生徒と教師の間でもなんでも話し合われる自由闊達な学校学級の雰囲気は何よりも重要であろう。また、学校が地域に開かれ、父母住民が学校に行きやすい雰囲気、学校になんでも話せるような相互関係が必要であろう。いじめは鎮静化してきたとの見解もあるが、学校のあり様は決して子ども達にとって「気の休まる」所とはとなっていない。自殺した

子ども達の声に応えるならば、学校のあり方・教育のあり方を国民的レベルで再考しなければならないだろう。福島地裁いわき支部判決は、ひとつの司法判断に過ぎないが、議論の前向きの材料を提供したものと考えられる。

最後にあえて一つ付け加えるとすれば、こうした生徒の自殺の背景やいじめそのものの起因は、学校の教育指導体制に還元できないもの、つまり各個人・家庭の固有の問題も無視できず、こうした実質的な検討は司法判断の次元を越えるものであり、自殺した中学生の悲痛な叫びに応えうるものは、裁判所の判決文ではなかったということである。

※ 小川中学校事件判決につき、『河北新報』いわき支局 I 記者より準備書面などの資料提供を受けた。記して謝意にかえる次第である。なお、『ジュリスト』976号の本件判決特集を参照した。

A Study on a leading case of student's suicide by bullying - Iwaki, Ogawa Junior High School

MORITA Michio

In this paper, I deal with a leading case of student's suicide by bullying, in December 26, 1990. This case is as follows; the Iwaki branch of Fukushima District Court ruled teachers at a municipal junior high school were partly responsible for the bullying and subsequent suicide of a student. In the first court ruling holding school authorities responsible for bullying, the court ordered the Iwaki Municipal Government, which runs the school, to pay ¥11 millions in compensation to the parents and family of this student.

In the trial, the plaintiffs claimed the authorities failed to act against bullying in the school. The municipal government said there was no bullying and the student died of his own will. In its ruling, the court found that the student experienced vicious bullying. The school authorities bore a degree of responsibility. The school was aware of the fact of the bullying. They cannot avoid responsibility, even if they could not predict the suicide.

I study this leading case, and point out the problems of school management and educational administration. And I partly refer to another leading case, that court ruled student suicide was not caused by bullying, Tokyo's Nakano Fujimi Junior High School case.